

# 令和元年度

## 電気自動車等用の充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣

### —マンション管理アドバイザー制度—

東京都内全体の二酸化炭素排出量のうち約2割を運輸部門が占めており、その8割が自動車からの排出です。このため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたゼロエミッションビークルの普及が重要です。

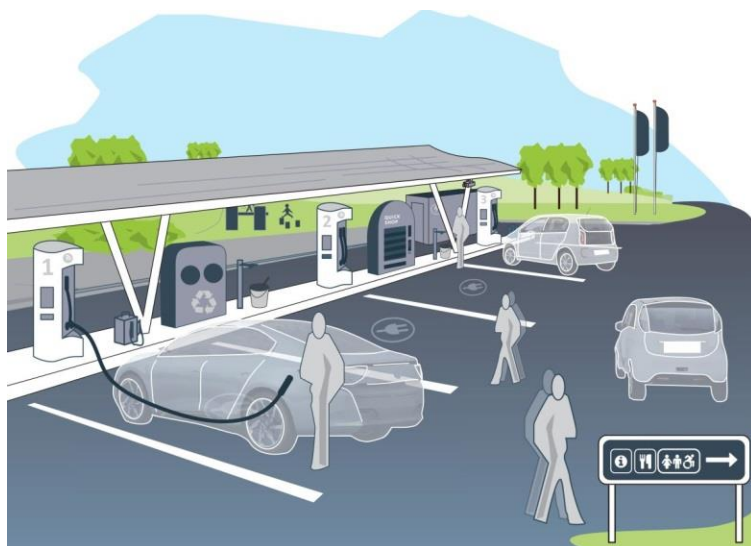
当制度では、この度、電気自動車等の普及に向けて、マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関するアドバイスをB-7コースで実施します※。

東京都内のマンションの所有者や管理組合等の皆様、充電設備の設置をご検討してみませんか？

#### <相談できる内容>

##### マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること

- ・充電設備の種類、設置工事の内容
- ・管理規約等の改正にかかる合意形成
- ・利用料の徴収方法
- ・消防法等の必要な諸手続き
- ・他の集合住宅での充電器設置事例
- ・補助金の有無（充電設備等設置に関する）
- ・その他関連する情報提供



#### <利用料金>

無料

#### <対象者>

管理組合、区分所有者の任意団体（管理組合が組織されていない場合）、区分所有者、賃貸マンションの所有者

#### <受付窓口>

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課（マンション管理アドバイザー制度担当）

〒160-0023 新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2 階

TEL: 03-5989-1453 FAX: 03-5989-1548 MAIL:suishinka@tokyo-machidukuri.jp

ご利用は、まちづくりセンターのホームページ(<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>)から申込書をダウンロードし、必要事項を記入し上記宛先までご送付ください（郵送、FAX、メール）。

3週間後以降の希望日を予めご検討いただき、お電話で事前相談していただくとスムーズです。

※マンションアドバイザーは、マンション管理士又は一級建築士を有し、かつ、集合住宅の維持管理や改修に必要なノウハウ、それに伴う相談経験のある者が、常に公正、公平で中立的な立場でアドバイザー業務を行い、依頼者への説明に当たり、営利目的を排し、特定のメーカー、対象事業者等に不当に利益又は不利益を与えるような説明、助言は行いません。

※令和元年度中に派遣が決定したものに限りさせていただきます

